宮城県消費者施策推進基本計画 (第3期) 実施状況 (H28年度)

計画期間 (平成28年度~平成32年度)

1 第3期計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

(「宮城県消費者施策推進基本計画」P1~P2)

第1 計画策定の趣旨

・第2期基本計画で得た成果と課題、社会情勢の変化などを考慮し、多様な主体との連携のもと、これまで以上に効果的な消費者施策の展開を図るため、第3期基本計画を策定するもの。

第2 計画の位置付け

・消費生活条例第8条に基づき、消費者施策の推進に関する基本的な方針を定める計画。県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の関連計画。

第3 計画の期間:平成28年度から平成32年度までの5年間

第2章 消費者行政を取り巻く現状と課題

(「宮城県消費者施策推進基本計画」P3~P11)

- 第1 消費者行政を取り巻く現状
 - 1 消費者を取り巻く環境の変化
 - 2 県消費生活センター等の相談状況
 - 3 法令関係の整備状況
- 第2 第2基本計画の主要重点推進項目の成果と課題
 - 1 市町村の消費生活相談体制の強化
 - 【成果】6市町が相談員を新規設置し、相談員設置市町村が33に拡大。
 - 【課題】相談員の定期的な研修、高度な事案に対する専門家等との連携推進が必要。
 - 2 高齢者の消費者被害対策
 - 【成果】消費者被害に関する注意・喚起の機会が拡充。
 - 【課題】高齢者を狙った悪質な取引や特殊詐欺被害は極めて深刻な状況であり、教育・啓発機会の増加と地域ぐるみの見守り体制 の構築が必要。
 - 3 若者の消費者被害対策
 - 【成果】講座や弁護士派遣による法律授業などの消費者教育に対し、有意義と考える受講者が増加。
 - 【課題】教員の研修機会の拡充等により消費者教育への理解を深めることが必要。また、学校卒業後も生涯にわたって消費者教育 を受けられるような取組が必要。
 - 4 多重債務対策
 - 【成果】改正貸金業法の施行や関係機関の窓口機能拡充により相談件数が減少。
 - 【課題】引き続き関係機関との連携が必要。
- 第3 今後予想される社会情勢の変化
- 第4 東日本大震災を契機とした消費者施策の展開

第3章 基本理念と目指すべき宮城県の姿

(「宮城県消費者施策推進基本計画 IP12~P13)

第1 基本理念

- 消費者の権利の尊重
- ・消費者の自立の支援
- 消費者市民社会の実現

第2 目指すべき宮城県の姿

- ・『県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会』の実現のため、以下に掲げる4つの社会の実現を目指します。
- 1 安全・安心な商品やサービスが提供される社会
- 2 消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会
- 3 どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会
- 4 環境に配慮した消費行動ができる社会

第4章 計画の体系と施策展開

(「宮城県消費者施策推進基本計画」P14~P20)

第1 施策体系

第2 消費者施策の推進

- ・4つの消費者施策を定め、目指すべき姿の実現に向けて取り組みます。
 - ※「宮城県消費者教育推進計画」で消費者教育に関する取組を具体化
- 1 消費生活の安全・安心の確保(安全・安心な商品やサービスが提供される社会の実現)
- (1)商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実
- (2) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択機会の確保
- (3) 適正な契約の確保
- (4)生活関連物資の安定供給
- (5)所掌する団体・事業者等への適切な指導監督
- (6)関係機関及び各種団体等との連携・協力
- 2 自立した消費者の育成(消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会の実現)
- (1)ライフステージ・場ごとの消費者教育
- (2)消費者教育推進に係る人材の育成
- (3)関係団体への支援・連携・協働
- (4)関連施策等との連携
- 3 消費者被害の防止と救済(どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会の実現)
- (1)消費生活相談体制及び相談機能の充実
- (2)消費者被害の未然防止
- (3)消費生活上特に配慮を必要とする消費者への支援
- (4)消費者被害の拡大防止と被害者の救済
- (5)関係機関との連携の強化
- 4 環境に配慮した消費行動の推進(環境に配慮した消費行動ができる社会の実現)
- (1)環境への負荷の低減に向けた取組
- (2)環境に配慮した地域づくりの推進

第3 重点的取組

・施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある3項目を重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

重点的取組1 : ライフステージに応じた消費者教育の推進

重点的取組2 : 高齢者の消費者被害の防止と救済

重点的取組3 : 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進

第5章 計画の推進体制と進行管理

(「宮城県消費者施策推進基本計画」P21)

第1 推進体制

第2 進行管理

2 計画で推進する施策の実施状況

計画で推進する施策の主な取組事項については、概ね計画通りに実施しました。事業毎の詳細な実施状況等については、次ページ以降に記載のとおりです。

1 消費生活の安全・安心の確保

施策	推進	取組		事業内容 •	実施状況				担当課等	自己評価等
			〇産業保安関係の重大事故等が発生した場合は	は, 県のホームペ	ページへの掲載に	より、適切な	な情報提供を行	ゔ。	消防課	【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はな かった。
			情報提供	H28 一 (H28 重大 ³	H29 事故の発生なし	H30)	H31	H32		【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】
						_	= _			維持継続
			○消費者庁等からの事故情報をホームページに	 掲載するなど, j	迅速な情報発信・		点推進項目 	1	消費生活・	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。
		提供	・ 県のホームページから消費者庁等のページ・ 課で作成している情報誌に事故情報を掲載・ 消費者庁からの情報を電子メールにより、3	<i>にた。</i>				情報を掲載した。 H32	文化課	は開報を供に分がた。 【課題と今後の対応等】 県民にとって事故情報がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現の仕方やホームページへの掲載の方法について工夫し、見やすいものと
			上記の情報提供	O	П29	поо	ПЭТ	пог		していく。 【今後の方向性】
										維持継続
	-			監督を実施した。	0	重点	点推進項目	1		【自己評価】
			液化石油ガス販売所への立入検査実施	i□ H28	H29	H30	H31	H32	消防課	法令に基づき事業者に対する立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、
	1) 商	液化石油ガス販	立入検査実施件数	86 事業所	事業所	事業所	事業所	事業所		消費者の安全を確保できた。
		売事業者への立 ② 入検査等(製品 安全4法による 立入検査)								【課題と今後の対応等】 法令に基づき、販売事業者に対する 立入検査及び指導監督を引き続き行 う。
1 1										【 今後の方向性】 維持継続
費	安 全		〇電気用品安全法に基づき, 立入検査及び指導	監督を実施した	(市町村移譲事)	務)。			消防課	【 自己評価】 法令に基づき事業者に対する立入検
1 消費生活の安全	の確保と		電気用品販売事業者への立入検査実施 立入検査実施件数	5□ H28 41 事業所	H29 事業所	H30 事業所	H31 事業所	H32 事業所	76 PA	査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、 消費者の安全を確保できた。
1 • 1	宏	電気用品販売事 業者への立入検 ③ 査等(製品安全4 法による立入検 査)								【課題と今後の対応等】 法令に基づき, 販売事業者に対する 立入検査及び指導監督を引き続き行う。
安心の確保	相談等に									【 今後の方向性】 維持継続
	Δ		〇ガス事業法に基づき、立入検査及び指導監督:				1101	1120	消防課	【自己評価】 H28年度については、立入検査の必要
	情報提供	ガス用品販売事	ガス用品販売事業者への立入検査 立入検査実施件数	H28 —	H29	H30	H31	H32		がある事案の発生はなかった。 【課題と今後の対応等】 一般消費者からの情報提供等,必要
	の	業者への立入検 ④ 査等(製品安全4 法による立入検								に応じてガス用品販売事業者への立 入検査を行う。
	天	査)								【 今後の方向性】 維持継続
			〇消費生活用製品安全法に基づき立入検査や指	6導等の実施(P	町村移譲事業)				消費生活・	【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検
			・ 県(町村含む)の実施状況	H28	H29	H30	H31	H32	文化課	査を通じて,法に適合しない製品が販 売されていないことの確認や対象品目
			立入検査実施店舗数(県·町村) 立入検査実施町村数	4 店舗	店舗町	店舗町	店舗町	店舗町		に関する知識の啓発が図られ、消費 者の安全確保に努めることができた。
			工八尺五人地引门员	(大河原)	-,	-,	~,	-,		【課題と今後の対応等】 同法に基づく立入検査は義務付けさ
		消費生活用製品 の危険防止に係 ⑤ る立入検査等 (製品を全4法に	※「地域の自主性及び自立性を高めるための 第105号)」により、平成24年4月1日からは名			は律の整備(こ関する法律(³	平成23年法律		れているものではないが、事業者に対する意識啓発の側面があり、市町村における消費者の安全確保の一助となるものである。未実施の市町村にあっては、「人員の不足」や「ノウハウがない」等が理由と考えられることから、立
		よる立入検査)	(参考)市の実施状況	H28	H29	H30	H31	H32		入検査を実施した市町村のノウハウ 等を共有することや、ほか東北経済産
			立入検査実施店舗数	27 店舗	店舗	店舗	店舗	店舗		業局等の助言を受けて、実行性のある方策を検討していく。
			立入検査実施町村数	3 市 (仙台·角田 ·大崎)	市	市	市	市		【 今後の方向性】 維持継続
				/\muj /						

施策	推進	取組		事業内容	実施状況				担当課等	自己評価等
			○貸金業法に基づき,立入検査や指導等を実	施した。					商工金融	【 自己評価】 H28年度の立入検査では備置書類や
			・ 貸金業者立入検査の実施状況	H28	H29	H30	H31	H32	課	徴収書類の不備について指摘を行
			立入検査実施件数	9 件	件	件	件	件		い, 法令等を遵守した適性な業務運営 の推進に寄与している。
		代人业士《12年								【課題と今後の対応等】
		⑥ 貸金業者の指導 監督	・ 貸金業者法に関する相談受付状況	H28	H29	H30	H31	H32		今後も貸金業者への定期的な立入検 査等を通じ、法令遵守を徹底し、適正
			相談受付件数	41 件	件	件	件	件		な業務運営を行うよう指導を続けてい
										^く 。 【今後の方向性】
										維持継続
			〇みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業を の発生を防止するため、食品営業施設等に対	を通じて, 食の多 する監視指導及	安全安心の確保 なび食品等の検	に努めた。また 査を実施した。	上, 飲食に起因		食と暮らし の安全推 進課	【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニター やみやぎ食の安全安心取組宣言者が 増加し、県民参加が進捗した。また、
				1100	1100	1100	1104		~	食中毒の発生しやすい夏季及び年末
			・ 食の安全安心消費者モニター制度事業モニター登録数 (年度末)	H28 972 人	H29 人	H30 人	H31 人	H32 人		に、その季節ごとのトピックを盛り込ん だチラシを配布しながら監視指導する
			ローク 豆螺数 (牛皮木) 開催 研修会の開催	2 回						ことにより、事業者の危機管理意識の 啓発に努めた。
			サップラスの角性 モニターだよりの発行	3 🗓						【課題と今後の対応等】
			2-7 7200 700 7611	о п	Ц	Ц	Ц	Ц		食の安全安心の確保に向けて、継続 的な施策の実施が必要である。また、
			・ 食の安全安心取組宣言事業	H28	H29	H30	H31	H32		食肉の不十分な加熱による食中毒が 増加傾向にあり、この予防のためには
			取組宣言者数 (生産者)	39 者	者	者	者	者		食品事業者への監視だけではなく、生肉嗜好のある消費者に対する正しい
		⑦ 食の安全安心の 確保	取組宣言者数 (事業者)	2,972 者	者	者	者	者		知識の啓発が重要であることから、今後徹底する必要がある。
	1	₩ 確保	◆ ○中人中 > 中子 + 中 m m +	**	1100	1100	1104	1100		【今後の方向性】
	一商		・食の安全安心相互交流理解度アップ事		H29	H30	H31	H32		維持継続
	商品		食の安全安心セミナーの開催 地方懇談会の開催	3 回 15 回		回回	回回			
	・サ		地力総談女の刑惟	19 凹	비	记	띤	Ш		
			┃ ┃ ・ 飲食店及び食品製造施設等の監視指導	<u>.</u> Н28	H29	H30	H31	H32		
1	ビス		監視指導延べ件数	18,790 件	件	件	件	件		
	の									
消 費	女全		・ 食品等の収去検査	H28	H29	H30	H31	H32		
生	の 1年		収去検体数	3,179 件	件	件	件	件		
沽の	保保									
消費生活の安全・日	と 各		○県民からの消費生活相談に対応するため、	消費生活相談窓	窓口を設置し, 苦	情や相談の処	<u>l</u> 理・解決に努め	めた。	消費生活・ 文化課	【自己評価】 相談件数は概ね7千件台で推移して
全	種変		 ・ 消費生活相談	H28	H29	H30	H31	H32		おり、適切な処理及び解決に努めた。
女		消費者トラブル		7,109 件	件	件	件	件		【課題と今後の対応等】 センター・オブ・センターズとしての機
心	相	8 等の相談及び情 報提供		5,991 件	件	件	件			能が求められており、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を
の確	等	TIX IAC IAC	内 お は は は は は は は は は は	1,118 件	· · · 件	·· 件	·· 件			図る。
保	に		☐	,					を除く)	【今後の方向性】 維持継続
	よる情									
	報		○薬事相談事業, 薬と健康の週間事業を通じ ⁻	て, 医薬品の適	正使用と取扱い	について正し	ハ知識の普及に	こ努めた。	薬務課	【自己評価】 「くすりの相談窓口」では、毎年約400
	提 供		・薬事相談窓口の設置							~500件近くの相談を受けており,県 民の薬に対する不安払拭を図ることが
	の		(一社)宮城県薬剤師会薬事情報セン 苦情処理を行った。	ター内に「くすり	の相談室」を設	(け, 毎週火曜・	・金曜日に医薬	品等の相談・		できた。また、薬と健康の週間に関連するイベントを実施し、毎年約5,000
	充実			H28	H29	H30	H31	H32		名参加しているほか、様々な活動により、広く県民に薬の正しい知識に関し
			 相談受付件数	535 件	件	件	件	件		て普及啓発できた。
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- -				【課題と今後の対応等】 2025年には団塊の世代が75歳以上
		⑤ 医薬品の安全の確保	・「薬と健康の週間」事業							となり高齢化社会が加速することから、 県では地域包括ケアシステムの構
		唯体	薬と健康の週間に合わせて、各地域で	で講演会や展示	:会等を開催し,	医薬品等に関	する正しい知識	ぱについて普及		築を推進するなど対策を講じている。
			啓発を行った。 ※薬と健康の週間:10月17日~10月]23日						薬の相談についても、ますます需要が 高くなることが想定されることから、当
				H28	H29	H30	H31	H32		該事業について県広報等を活用し、より多くの方に利用してもらうために周知
			開催イベント件数	16 件	件	件	件	件		を図る。
				約4,700 人	人	人	人	人		【 今後の方向性 】 維持継続
			○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事に ²	ついての相談の	ロを設置し 住	まいの耐害性質	等に関する支援	ffを推准Ⅰ <i>t-</i>	7 4 4 - 1 - 1	【自己評価】
			・ 耐震相談所開設	フいての相談志 H28	日を設直し、圧 H29	よいの側展圧 。 H30	サに関する文章 H31	をを推進した。 H32	建築宅地 課	耐震診断等の相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られ
			開設期間	11 カ月	カ月	カ月	力月	カ月		た。
			相談受付件数	27 件	件	件	件	件		【課題と今後の対応等】
		⑪ 住まいの耐震性 等に関する支援			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- -				県内には昭和56年以前に建築された耐震性が不十分と見込まれる木造住
		サに因りる又抜								宅が多く存在するため、耐震性に不安 のある県民からの相談に対応できるよ
										う,引き続き相談窓口を設置する必要 がある。
										【今後の方向性】
										維持継続

施策	推進	取組		事業内容 •	実施状況				担当課等	自己評価等
	~ 1		│ ○住宅・宅地相談窓口を設置し、欠陥住宅やシッリフォーム等に関する各種助成制度や税制の特						住字課	 【自己評価】 相談窓口を設け各種相談に応じたほ
	<u></u>		対応した。 ・ 住宅・宅地相談	H28	H29	H30	H31	Н32		か, ホームページの内容を更新, 充実 し情報提供をした。
	1			nzs 約300 件	H29 件	H30 件	件	H32 件		【課題と今後の対応等】 相談窓口における各種相談に応じる
li	商品・サ		・ みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政 会を開催した。	法人住宅金融	支援機構の共作	崔により,被災:	者の自力再建に	こ関する相談		ため、多様化する住宅関連制度等の情報を収集・整理し、適切な回答や助言、情報提供等ができるよう努める。
1 1		① 住まいの相談及	云を開催した。	H28	H29	H30	H31	H32		【今後の方向性】 維持継続
	スの	₩ び情報提供	相談会開催回数	96 回	回	回	回	回		4.E. 1-1 4.E. 49.
	安 全			(8市町)						
	の確		住宅に関する相談に適切に対応するため「で、県民や民間事業者等が、直接担当窓口				ホームページに	に掲載すること		
	保とな		1) to 15 54 5 5 5 16 5	H28	H29	H30	H31	H32		
	合 種 変		住宅相談Q&Aの作成 - ホームページ掲載	0						
	ビスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実		〇宅地建物取引相談窓口を常時開設し、消費者 ホームページによる相談窓口の情報提供を行い				で相談に対応	するとともに県	建築宅地課	【自己評価】 一般県民にとって一世一代の取引で
	談等		• 宅地建物取引相談	H28	H29	H30	H31	H32	HAX.	ある宅地・建物の取得や物件の賃貸 に関する相談に対して、購入者等の利 益の保護の観点から、宅建業法に照
	による		取引に関する相談	6 件	件	件	件	件		らし適切な助言を行った。
	も情報	不動産取引等の	取引の紛争の相談	4件	件	件	件	件		【課題と今後の対応等】 日々多様化,複雑化している宅建業
	報提供	① 相談及び情報提 供	法令・その他の相談 	10 件	件	件	件	件		取引に係る相談に適切に対応できる よう、職員の相談対応能力の向上に 努めるとともに、事業者に対する指導・
	の充									監督等を行っていく。
	実									【今後の方向性】 維持継続
1										【自己評価】
			〇景品表示法に基づき、事業者に対し、不当なまい、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提信			して寄せられた	:苦情等につい	て調査等を行	消費生活· 文化課	違反被疑事案に対する調査, 指導を 適切に行うことにより, 消費者が商品・
費			・ 広告表示等の監視・指導等	H28	H29	H30	H31	H32		サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。
活		不当表示及び不 ① 当な景品類付き 販売の適正化	聴き取り等調査件数 うち指導件数	10 件 5 件	件 件	件 件	件 件	件 件		【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り,違
消費生活の安全		放儿の過止化	7.51441134	- 11		"				反被疑事案の把握に努めていく。
•										【今後の方向性】 維持継続
安 心	2		○家庭用品品質表示法に基づき立入検査や指導 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	算等を実施した	:。(町村移譲事	務)			消費生活・	【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検
の 確 保	商		・ 県(町村含む)の実施状況	H28	H29	H30	H31	H32	文化課	査を通じて、法に適合しない品質表示 の家庭用品が販売されていないことの
			立入検査実施店舗数(県·町村) 立入検査実施町村数	5 店舗 1 町	店舗町	店舗町	店舗町	店舗町		確認や対象品目に関する知識の啓発が図られ、消費者利益の保護に努め
[サーご			(大河原)						ることができた。 【課題と今後の対応等】
	ビスの		 ※「地域の自主性及び自立性を高めるための)改革の推進を	図るための関係	係法律の整備!	こ関する法律(-	平成23年法律		同法に基づく立入検査は義務ではないが、事業者に対する意識啓発の側
	表	② 家庭用品の品質 表示の適正化	第105号)」により、平成24年4月1日からは	各市へ事務移	譲					面があり、市町村における消費者利益 の保護の一助となるものである。未実 施の市町村にあっては、「人員の不
	水		(参考)市の実施状況	H28	H29	H30	H31	H32		足」や「ノウハウがない」等が理由と考 えられることから、立入検査を実施し
	ひ 規		立入検査実施店舗数 立入検査実施町村数	35 店舗 3 市	店舗	店舗	店舗	店舗		た市町村のノウハウ等を共有することや、国関係機関(東北経済産業局等)
	格の		立八快直天心叫竹奴	(仙台•角田	113	113	113	111		の助言を受けて、実行性のある方策を 検討していく。
	の表示及び規格の適正化			•大崎)						【今後の方向性】 維持継続
	に								& L # > L	【自己評価】
li	よる。		〇国や市町村と連携しながら、食品表示110番等 法に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化な	4 mm L	事業者等に対し	,確認調査を行	うなど、食品表	示法や景品表示	食と暮らし の安全推 進課	食品表示110番により得られた情報に 基づく調査及び食品表示ウォッチャー による調査を踏まえた改善指導や食
	選 択		 ・ 食品表示監視指導事業	H28	H29	H30	H31	H32		品表示制度普及啓発により食品表示 の適正化を推進することができた。
	の機		調査件数	H28 38 件	H29 件	H30 件	件	H32 件		【課題と今後の対応等】
	選択の機会の確保		うち改善指導件数	14 件	件	件	件	件		今後,加工食品の原料原産地表示制度の見直しが見込まれているため,国等と連携しながら普及啓発を進めると
	確 保	③ 食品表示の適正	 	安全安心消費者	⋚モニターの中:	から「食品表示	ウォッチャー ロ	00人を委嘱)		ともに、引き続き食品表示の監視指導を行う。
		~ 1Ľ		H28	H29	H30	H31	H32		【今後の方向性】 ## 14 ## ##
				1,344 件	件	件	件	件		維持継続
			うち改善指導件数	16 件	件	件	件	件		
			· 食品表示制度普及啓発事業	H28	H29	H30	H31	H32		
			出前講座·研修会等	11 🗓	回	回	回	回		
Ш										

	施策	推准	取組		事業内容 •	 実施状況				担当課等	自己評価等
변 (中子が大・ 多年以上・ 本年以上・ 本年以上・ 本年以上・ 本日 (日) 103 103 103 103 103 103 103 103 103 103	*	ᄹ		 ○消費者へ適切な情報提供がなされるよう	 . 事業者に対して栄	養成分表示及	び虚偽・誇大原	と告について指		健康推進	
・ 基施設等を持つ。対すの影響を対象 14 方 14 方 1 方 1 方 1 方 1 方 1 方 1 方 1 方 1							C 2002 [mg 11-1] 7 7/2	4 H 1 C 1 C 1 H			進効果等の虚偽・誇大広告等につい
(食品関連事業者等に対する相談・監視	視指導 H28	H29	H30	H31	H32		て、事業者への相談・指導や消費者へ
② 直接の可能できます。				相談件数	146 件				件		年度に施行された食品表示法につい
中央の表表である。 中央の表表である。 中央の表表である。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表表を表現していません。 中央の表面を表現していません。 中央を表現していません。 中央の表現していません。 中央の表現していま				監視指導件数	10 件	件	件	件	件		や県ホームページにより, 広く周知を
				• 食品表示説明会	H28	H29	H30	H31	H32		
# 本京人会 201 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人				説明会開催回数	24 回	回	回	回	回		食品表示法による加工食品の栄養成
日本				参加人数	861 人	Α	人	Α	人		3月31日までのため、業者からの相談 件数が増加している。引き続き、食品 関連事業者等への相談や普及啓発を
□		<u>^</u>		〇温泉法に基づく温泉利用施設への立入村	食査を実施し, 再分析	折や温泉成分等	等の適正な掲え	について確認	・指導を行った。	薬務課	毎年, 温泉利用施設管理者等に対し,
日本		\smile		五八七 以沿自 代八笠 a 连工4.45 = 15	- ヘレイの吹き 七章	ś					正な掲示について周知しているほか、
- サービス		問品		・ 再分析や温泉成分寺の週止な掲示に			ПЗU	⊔ 21	цээ		実施し、温泉の適正利用について指
「		•		立入檢查室施件数							導することができた。
1				立八快五天池开奴	00 H	IT	IT	IT	П		超高齢化が進み、健康維持の観点か
		ス									法など様々な健康管理方法に興味を
1 及		の 主				()の一部改正に	こ伴う宮城県の)対応」と「近年(の温泉法に係		のもとでこれらの行為が行われた場
1 及		示			H28	H29	H30	H31	H32		しい知識の普及啓発が必要である。こ
海接 生の	1	及 バ		研修会参加人数							者等に対して、研修会や立入検査を
	消	規									
	費生	格の流									
	の安	正化		○ 特定計量器(けかり タクシーメーター等	の精度を公的に担	保するため 事	業者が制告・4	修理! た計量器	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	产業立地	
	全 •	によ				M 9 07207, 4	宋日77 衣庭(ッ <u>キロ</u> に 重加	·汉O·同儿,于		務の効率化を図り、申請された特定計
Reg	安	る		・ 特定計量器定期検査 (使用中の特別	定計量器について検	(査)					
Reg	心	選択				H29			H32		
Reg	確	の									宜更新する必要があることから, 更新
Reg	保	機会		快 食美施巾町 村 剱	/巾9 町	шј	шј	шј	шJ		クシー車両の多様化等により検査の
182 182 183 18		の c#		・ 特定計量器検定検査 (製造・修理さ	れた特定計量器及び	ぶ基準器につい	へて検査)				それに対応できる職員の育成を図る
検査数 (特定計量器等		保保			H28	H29	H30	H31	H32		及びその検査周期等を正確に把握す
(6) び表示湿目の適正化 ② 「				検査数(特定計量器)	6,952 個	個	個	個	個		
正化				検査数 (基準器)	60 個	個	個	個	個		
商品量目 847 個 個 個 個 個 個 個 個 相 個 相 相 相 相 相 相 相 相 相			正化.	〇県内のスーパーや商店等を対象に,商品	よ量目検査を実施し ,	表示量目の適	正化を図った	0			4.E. 1-7 4.E. 10.P.
商品量目 847 個 個 個 個 個 個 個 個 相 個 相 相 相 相 相 相 相 相 相				・ 立入 絵本の 宝体	Поо	ЦOO	Пэл	⊔ 21	ПЗЭ		
特定計量器 59,754 個 個 個 個 個 個 個 個											
計量関係事業所 35 カ所											
○				計量関係事業所	35 力所	力所	カ所	カ所	力所		
○											
○											
○											【自己評価】
適正					改正状況等について	こ、ホームペーシ	ジや情報誌に 排	曷載すること等に	こより制度の普及		
では		適	消弗ルエに即す		H28	H29	H30	H31	H32		
交替 約 の 確		な	① する制度等の普	情報提供	0						検討し、さらなる普及啓発を図ってい
i唯		の	从								【今後の方向性】
		催保					重	点推進項目	1		· · · · · · · ·

施策	推進	取組	;	事業内容	• 実施状況				担当課等	自己評価等
			○不適正な取引を行っているおそれがある事業者 ほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の	の確保に勢		調査等を実施	し, 必要に応じ		消費生活· 文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑 事案に対する調査を実施し、不適正な 取引行為が認められた場合に必要な
			・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等	等 H28	H29	H30	H31	H32		指導等を行うもの。H28にあっては指導等に至った事案はなかった。
			聴き取り等調査件数	6 件	H29 件	件	件	H32 件		 【課題と今後の対応等】
		不適正な取引行 ② 為の調査・指導	うち行政指導	- 件	·· 件	· · · 件	·· 件	' ' 件		今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な
		等	うち行政処分	·· - 件	·· 件	·· 件	·· 件	·· 件		取引行為等の確保に努めていく。
	(3)									【 今後の方向性 】 維持継続
)適正な契約の確保		〇地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢制度の活用促進を図った。	齢者の見守	Fり体制の構築や	や消費者被害(こ関する情報の		長寿社会 政策課	【自己評価】 高齢者の生活を総合的に支える拠点 である地域包括支援センター職員を対 象とした研修会を開催し、センターに
	約		・ 成年後見制度に関する研修会の開催	H28	H29	H30	H31	H32		求められる役割や現場対応の心構え を周知できた。
	確		開催回数	2 回	回	回	回	回		【課題と今後の対応等】
	保		受講者数	175 人	人	人	人	人		今後, 認知症高齢者の増加等に伴い, 成年後見制度の利用ニーズは拡
		③ 成年後見制度等 の普及等	· 高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓	系口:特定す	非営利活動法人	宮城福祉オン	ブズネットエール	ルへの委託事業)		大するものと考えられる。関係機関と協力しながら、市町村の支援や地域包括支援センター職員等への研修会実施といった取組が必要である。
				H28	H29	H30	H31	H32		
			相談受付件数	24 件	件	件	件	件		【 今後の方向性 】 維持継続
			うち成年後見制度に関わる相談件数	7 6 件	件	件	件	件		
1						重	点推進項目	2		
消費生活の安全・			〇県内の石油製品の価格動向等についての情報場対し、要請を行った。なお、異常な物価高騰や買いいて必要な措置を講じることとしている。	又集を行い 占め・売り	,価格の安定と 惜しみなどが行ね	円滑な供給にわれるおそれが	ついて関係機関 がある場合には	関及び事業者等に 、関係法令に基づ	消費生活• 文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製 品価格及び宮城県生協連が実施する 灯油モニター調査価格等の情報収集 を行うとともに、ホームページに掲載
の安全			県内の石油製品価格状況の情報提供 情報収集及び情報提供	H28 O	H29	H30	H31	H32		し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のための協力要請も実施した。
安心		生活関連物資の ① 価格調査及び物	・石油製品の価格安定等に関する要請の実施		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報である ため、引き続き定期的な情報収集を行
の I#		価情報の提供	宮城県石油商業協同組合, 宮城県石油商	兼組合及(H28	ひ各 4 油 元 元 会 H29	任に協力を要 H30	·請した。 H31	H32		うとともに情報提供を実施していく。
の確保			要請日 H28	3.11.25	1129	1130	1131	1102		【 今後の方向性 】 維持継続
			・ 関係法令に基づく措置	H28	H29	H30	H31	H32		
	4		措置の実施	_						
	生活関		○ホームページ等により「仙台市消費者物価指数」 5月に公表した。	等を毎月な	公表し, 適切な情	情報提供に努め	かた。なお, 年報	ぱは2月, 年度報は	統計課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。
	連			H28	H29	H30	H31	H32		【課題と今後の対応等】 県民にとって消費者物価指数がよりわ
	生活関連物資の安定供給		情報提供	0						かりやすいものとなるように、公表資料の表現やホームページの掲載方法について工夫し、見やすいものとしていく。
	定供給									【 今後の方向性】 維持継続
		② 消費者物価指数 等の情報提供	〇消費生活に関連が深く, 価格の変動が激しい石 時, 情報を提供した。	曲製品の価	 5格状況をホー♪	ムページに掲載	 ぱし, 毎週更新す		消費生活· 文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製 品価格及び宮城県生協連が実施する
			情報提供	H28 O	H29	H30	H31	H32		灯油モニター調査価格をホームページ に掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動 向の情報提供に努めた。
										【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報である ため、引き続き情報提供を実施する。
										【 今後の方向性】 維持継続

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況		担当課等	自己評価等
				 -基づき, 連携して被災地への物資供	食産業振 興課	【自己評価】 非常時に備え、提携事業者(コンビニ エンスストマスセント連絡(仕制を確認)
			H28 H29 H3I	H31 H32	突体	エンスストア3社)と連絡体制を確認した。
			・非常時に備えた連絡体制の確認			【課題と今後の対応等】 引き続き, 提携事業者との協定に基づ
			- 物資要請にかかる図上訓練 (6.12総合防災訓練) 〇			き、連携して被災地への物資供給を行う。
				土 社 社		 【今後の方向性】
			(ファミリーマート, ローソン, セブンイレブンジャパン) ・ H28年度実績			維持継続
			・ FIZ8年及美根 高病原性鳥インフルエンザ防疫処理に伴う食料等の供給			
			要請先:セブンイレブンジャパン			
			供給量:おにぎり 7,500個 飲み物(ペットボトル) 3,758本			
	(4)		○災害時における物資の供給について,提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)と 物資供給を行う。	の協定に基づき,連携して被災地への	消費生活· 文化課	供給の実績はないが、総合防災訓練において、宮城県生協連の参加協力を得ながら訓練にあたっており、災害
	生		・ 災害時における応急生活物資 (食料品,飲料水,日用品,衣類等) の供給実			時の対応に備えている。
	活関		H28 H29 H30 —	H31 H32		【課題と今後の対応等】 災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくとともに、
	連	災害時における ③ 物資供給及び物	食料品 おにぎり、菓子パン、カケ	プ麺, 果物 など		訓練等で協力体制の確認を行っていく。
	資	価監視等	飲料水 ミネラルウォーター、おき	き, ジュース など		、。 【今後の方向性】
	生活関連物資の安定供給			池, 歯ブラシ, 紙オムツ など		維持継続
	定		衣類等 肌着, 靴下, セーター ジ	こ と		
	供給		・ 物資要請にかかる図上訓練 (6.12総合防災訓練)			
1			防災訓練の実施 H28 H29 H3	H31 H32		
 消			0			
消費生活の安全・			○災害に乗じた異常な物価高騰や買い占め·売り惜しみなどが行なわれるおそれが あ	.スセクかじには、眼伝注急に其づいる	-	
全			必要な措置をとる。	の物口なこには、 因 床丛 住に坐 ブル・		
	i 1		H28 H29 H30	H31 H32		
安心の確保			措置の実施			
			〇消費生活協同組合法に基づき, 指導検査を実施した。		消費生活・	【 自己評価 】 生協法に基づき生協に対する指導検
			消費生活協同組合への指導検査実施 H28 H29 H3	H31 H32	文化課	査を実施し、法令等の遵守を図らせる とともに、運営状況、会計状況等につ
	(5		指導検査実施件数 6 組合 組合	組合 組合 組合		いて検査及び指導することができた。
						【課題と今後の対応等】 生協事業の健全な運営と組合員の保
	所堂	① 消費生活協同組 合の指導監督				護を図るため、生協に対する指導検査 を引き続き行う。
	すっ	口の旧寺亜目				【今後の方向性】
	所掌する団体					維持継続
	•					
	事業者等				, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	【自己評価】
	者 等		〇東北経済産業局との連携により,割賦販売法に基づく立入検査を実施し,割賦販売 の利益の保護を図る。	寺に係る取りの公正化及び購入者等	消費生活• 文化課	H28年度は合同立入検査を実施しな かったが、これまでも東北経済産業局
			・ 東北経済産業局との合同立入検査 H28 H29 H3	H31 H32		と連携し合同で実施することにより,法 に基づく適正な事業運営を指導するこ
	の適切		割賦販売法に基づく立入検査 ー 事業者	事業者 事業者 事業者		とができている。
	切か	② 割賦販売事業者	※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に	対する立入検査とは異なる。		【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有
	指	② 刮照販売事業名の指導監督				に努めていく。
	な指導監督					【 今後の方向性】 維持継続
	督					
	<u> </u>					

施策	推進	取組		事業内容 ·	実施状況				担当課等	自己評価等
			〇各種会議に出席するなど、国や他の都道府! 報提供、情報収集などの連携を図った。	県と, 適宜意見交	換•情報交換を	行うとともに,	随時, 調査の協	力等による情	消費生活・ 文化課	【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめとした各種会議等に出席し、情報収集を行っ
			 ・ 各種会議等での意見交換・情報交換	H28 O	H29	H30	H31	H32	各地方振 興事務所 県民サー	た。同時に国及び他県との情報交換により、他県の取組みなど、参考とするべき事項の把握に努め、活用することができた。
			※ 主な出席会議等 都道府県等消	受費者行政担当課員 センター所長会議				長会議,	ドスセン ター(仙台 を除く)	また、県警及び市町村とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。
				H28	H29	H30	H31	H32		【課題と今後の対応等】 今後も情報収集,情報交換の場を大切にするとともに,各関係機関との連携を図っていく。
			・ 調査依頼及び調査協力による情報共有	0						【 今後の方向性】 維持継続
		国, 他の都道府 ① 県,市町村, 警察	〇悪質な事業者及び違法な貸金業者(いわゆる対応を図った。	る「ヤミ金融」)等に	こ関する情報交	換を随時行い	,情報共有化等	その連携により		
		本部との連携	 ・ 県警との情報の共有化を図り,振り込め	詐欺等の高齢者を	を狙った悪質事	業者からの被 ⁵	害の拡大防止に	こ努めた。		
				H28	H29	H30	H31	H32		
				0						
	(・ 会議の開催等による情報共有及び連携	H28	H29	H30	H31	H32		
. i	6 <u></u>		会議の開催	O 35 88 85 +1 55 A 5 = 2	/ _ > _ \ = \ + \ \ \ \ = \ + \ \ \ \ \ = \ \ \ \	<i>-</i>	ᆂᇛᆠᇎᇎ	.1#\# ^ =¥		
	関係		※ 宮城県多重債 市町村消費者	務问超对東芸議(行政担当課長会記		2007, 名项	以乐冲貫有仃政	推進云議,		
消費	機即									
生活	及び									
の 安	各種									
全 •	性団						i推進項目	3	-	
安心	<u>۱</u> 4					± //	们正是次日	Ü	消費生活・	 【自己評価】 必要に応じて随時情報交換を行うとと
1 消費生活の安全・安心の確保	の 連 携		〇事業者や事業者団体が自ら実施する消費者 ・ 宮城県コンシューマー・サービスリーダー			詳に対して適切	な支援・協力を	行った。	文化課	もに、会議の開催により情報共有を行っことができた。また、各種公正取引協議会の取組に対しても支援・協力を行
1 1	- 1		一日が、ホーンフェーマー・ケー・スケース	去哦(USL/CV)建 H28	12 3 H29	H30	H31	H32		うことができた。
	協力			H28.6.29 H29.1.26						【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有 に努めていくとともに、取組に対する支援・協力を行っていく。
										【 今後の方向性】 維持継続
			・ 公正取引協議会への支援・協力							
			家電公取協「正しい表示店頭 キャンペーン」支援・協力	H28 H28.11.21	H29	H30	H31	H32		
		事業者及び事業 ② 者団体の自主的 な取組への支援	公正取引協議会北海道・東北 ブロック連絡会議	H29.2.22						
			 	助言						
				H28	H29	H30	H31	H32		
			事業者数	46 事業者	事業者	事業者	事業者	事業者		
						重点	[推進項目	3		

2 自立した消費者の育成

※別添「宮城県消費者教育推進計画 実施状況」に掲載

3 消費者被害の防止と救済

施策	推 進	取組		事業内容	• 実施状況				担当課等	自己評価等
			〇相談対応機能の向上を図るため、県の消費生の判断が必要な事例について、定期的に弁護士	E活相談員等の □等を講師とし	の研修機会を確た法律相談会等	保するとともに	こ,解決が困難な		消費生活・ 文化課	【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容 の講義や、弁護士による事例の検討 会等の相談員の相談対応資質向上を 目的とした研修会を継続的に開催し
			・ 研修機会の確保	H28	H29	H30	H31	H32		た。
			レベルアップ研修会	4 🛽	回		回		各地方振	【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、そ
			・ 法律相談会等の開催	H28	H29	H30	H31	H32	ター(仙台	の活用を図っていく。
		県消費生活セン	法律相談会の開催	6 回		回		回		【今後の方向性】
		① ター等における 相談対応機能の	消費生活問題研究会の開催	4 💷		回		回		維持継続
		向上	消費生活相談アドバイザー弁護士 制度相談件数(県分)	24 件	件	件	件	件		
3 消費者被害の防止と救済	(1)消費生活相談体制及び相談機能の充実	市活対を表する。		るため、相談員 H28 H28.9.1 ~H28.9.2 41 人 H28 4 回 132 人 H28 4 回 77 人 H28 81 件	事を対象とした H29 人 H29 回人 H29 件		律相談会 H31 回人 H31 回人 H31 件	所能した。 H32 人	消文 各興県ビタを 生課 方務サセ仙ぐ 振所一ン台	【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応領に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年継続かで第刻化してきてる必要がある。またが近イザーの手が進んでおり、その活用を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続
						<u>-</u>	·►₩₩-			
	<u>i l</u>					里	点推進項目	3		<u> </u>

施策	推進	取組		事業内容	· 美	ミ施状況					担当課等	自己評価等
			○独立行政法人国民生活センターが運用する「見 に行うことにより,積極的に情報を提供することで,	.守り新鮮情 消費者被	報」等	等を活用して, 未然防止を図 [。]	県のた。	ホームペー	−ジへの情報の)掲載等を迅速	消費生活・ 文化課	【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。また、
			・ 常時, 県のホームページに最新情報を掲載	し,情報の扱	是供を	行った。					各地方振 興事務所	メールの配信箇所の普及に努め、配信件数の増加につながった。
			情報提供	H28 O		H29	H30)	H31	H32	県民サー ビスセン ター(仙台 を除く)	【課題と今後の対応等】 対象によって、より効果的な周知方法 を検討し、さらなる普及啓発を図って
			・ 毎月1回,情報誌「みやぎの消費生活情報」 メール配信した。	を作成・配え	有する	るとともに、地坎	或包括	ち支援セン	ターと訪問介記	隻事業所に		いく。 【 今後の方向性 】 維持継続
				H28		H29	H30)	H31	H32		
			地域包括支援センター	60 力所		カ所	7	カ所	力所	力所		
			訪問介護事業所	99 力所		カ所	7	カ所	カ所	力所		
				(H28.4 ∼H29.3)								
			〇各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞等へ た。	への積極的な	な情幸	最提供等により	り啓発	を行い、消	肖費者被害のラ	未然防止を図っ		
			・ 各種啓発用リーフレットの作成・配布	H2	8	H29		H30	H31	H32		
			作成·配布総数	85,000	部	部		部	部	部		
			リーフレット作成種類	5	種類	種類	頁	種類	. 種類	種類		
			「知っておこう!これだけは」	30,000	部	部		部	部	部		
				20,000	部	部		部	部	部		
			「小学生も消費者!」	20,000	部	部		部	部	部		
				14,000	部	部		部	部	部		
			「見守りワークブック」	1,000	部	部		部	部	部		
	2		新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ等での	広報 H2	8	H29		H30	H31	H32		
消费	1)消費者被害		県政だより	1	回	回		□	回	回		
費 老	 		河北情報誌 週刊オーレ	4	□	回		回	回	回		
被	者	各種媒体を活用	いきいきライフみやぎ	1	回	回			回	回		
害	被害	1 した消費者トラブル等の情報提供	くらしWatching	1	□	回			回	回		
 防	音の	70 47 07 IH TKIACIN	ぱど	2		回		回	□	回		
止	. 未		COOP Calendar	1	□	回		回	回	回		
ع	然		河北新報	9	□	回		回	回	回		
浴	未然防止		河北新報夕刊	2		回			回	回		
			読売新聞	1		回				回		
			毎日新聞	1		回		□		□		
			大崎タイムス	1	回			□	□	回		
			みやぎテレビ・NHKのデータ放送	0	_			_	_			
			ラジオCM AM放送回数	AM 22			AM	回		AM 回		
			FM放送回数	FM 22		FM 🗓	FM	回	FM 回	FM 🗓		
			放送期間	H28.11.1₁ ∼H29.3.								
			Koboパーク宮城内電光掲示板CM	H28.5.3 ∼H28.5.								
			広報課Facebook	3		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		
			宮城県メールマガジン「メルマガみやぎ」	3				回	回	回		
			宮城県ラジオ放送	21	回	回		回	□	回		
			・ 各種啓発用品の作成	H2		H29		H30	H31	H32		
			啓発用ティッシュ作成 啓発用ウェットティッシュ作成	80,000 1,000		個		個個	個	個		
			啓発用ウェットナイツンュ作成 啓発用ボールペン作成	1,500		個 本		順 本	個本	個 本		
			対筒作成	5,000		枚		枚	本 枚	枚		
			封同117次	3,000	πX	TX.		ťΧ	ŤX.	tΧ		
							r	· · ·	4.54 	,		
	<u>i </u>							重点推	推進項目	1 2		

施策	推 進	取組			事	業内容 ・	実施状況						担当課等	自己評価等
			〇パネル展を開催し、消費生活に関する 消費者被害の未然防止を図った。	パネノ	レを展っ	示すること	で、時代に対	対応した身	近な消費	生活に関す	トる情報を	を提供し,	消費生活・ 文化課	パネル展示を行うことにより、多様な
					ı	H28	H29	H30)	H31	Н3	2		層への啓発を行うことができた。 DVD等貸出の周知が進み、多く貸出
			パネル展示			4 回	回		回			回	各地方振	の希望があった。 消費生活展では,消費生活に興味を
			パネルの貸し出し			1 🗓	回		回			回	県民サー	持ってもらえる展示内容や消費生活講
			ビデオ・DVDの貸し出し		3	1 🗓	□		回			回	ビスセンター(仙台	座になるよう心がけた。クイズラリーを 実施することで、隅々まで展示を見て
													を除く)	もらう工夫をした。アンケートでは役に立つ内容だったと高い評価を得ること
			〇消費生活講座や消費生活相談, パネル未然防止を図った。	レ展示	など消	肖費生活に	役立つ内容	₹を集約し <i>†</i>	- 消費生活	舌展を開催	し,消費	者被害の	(金融広報委員会)	【誄趙と写像の対心寺】
		② 展示会での啓発	宮城県金融広報委員会と共催し、「みん 身につけよう! ~」をテーマに掲げ、ハ								こ役立つ	印識を		展示の機会を増やし、より多くの県民 の目に触れるようにするとともに、啓発 物の貸出を行っていることをさらに周 知し、各自治体や団体の啓発活動に
							1100			1104		•		寄与する。 消費生活展では, 来場者数や消費生
			来場者数			H28 2 人	H29 人	H30	人	H31 人	H3:	2 人		活講座の参加者を更に増やすため広報・宣伝を強化する必要がある。
			不場有致 開催期間		H29.1.		^		^	^		^		【今後の方向性】
			ガ] 住 79] 円]		~H29									維持継続
														【自己評価】
			○幅広い年代を対象として、出前講座を利	漬極 的	りに開作	崔し、消費	者被害の意	(識啓発を	図った。				消費生活・ 文化課	相談員が講師となり、センターに寄せ
			・ 出前講座の開催 県消費生活センター実施分		H28	o		H29			H30		各地方振	られている相談事例や注意する点等 について、寸劇を取り入れながら対象
			県用資生店センダー美施が開催回数/受講者数	43		s 2,256 人		m29 回/	人		пз о	人	興事務所県民サー	ごとに内容を調整し注意喚起した。
			若者対象		回/	737 人		回/	人		回/	人	ドスセンター(仙台	【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界があ
3			高齢者対象		回/	768 人		回/	人		ロ <i>′</i> 回/	人	を除く)	り、啓発活動を行える人材の育成が求められている。
 消	2		内。	9	回/	596 人		回/	人		ロ <i>′</i> 回/	人		
費	消		記 一般対象	3	回/	55 人		□ /	人		回/	人		【 今後の方向性】 維持継続
者 被	費 者		事業者・団体対象	1	回/	100 人		回/	人		回/	人		
消費者被害の防力	被 害				H3 ⁻	1		H32						
防止	の		開催回数/受講者数		回/	人		o /	人					
止と救済	然		若者対象		回/	人		o /	人					
救	防				回/	J		回/	人					
済	쀠				回/	人			人					
					回/	人		回/	人					
			事業者·団体対象		回/	J		回/	人					
		③ 講演会, 出前講	夕旧兄共 ビュレック 中佐ハ		1104	0		1100			шоо			
		③ 再演芸, 血削講 座の開催	各県民サービスセンター実施分 開催回数/受講者数	60	H28 回/	8 1,829 人		H29 回/	人		H30 回/	1		
			用惟凹数/ 支誦有數 一 若者対象	9	回/	1,589 人		回/	人		四/	人		
			高齢者対象		回/	917 人		回/	人		回/	人		
			内。一个分别,一个分别,一个分别,一个人们,一个人们们,一个人们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们	6		163 人		回/	人		回/	人		
			記 一般対象			160 人		回/	人		回/	人		
			事業者•団体対象	_	/	_		0/	人			人		
					H3 ⁻	1		H32						
			開催回数/受講者数		回/	J		回/	人					
			若者対象		回/	人		回/	人					
			高齢者対象		回/	J		回/	人					
					回/	J		回/	人					
			訳 一般対象		回/	J		回/	人					
			事業者·団体対象		0/	J		回/	人					
									重点抖	推進項目	1	2		

施策	推進	取組		事業内容	・ 実施状況				担当課等	自己評価等
			│ │ ○講話の実施や家宅訪問, 関係機関と連携した。	た広報活動をと	おして特殊詐欺	マ被害の抑止を	を図った。		社会福祉 課	
			○高齢者や障害者の権利擁護行っている団体							
			○福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り					-	長寿社会 政策課	
		地域の見守り体 ① 制の構築等【再	〇被災者支援業務の従事者を対象に消費者教援を行った。					-る被災者の支	障害福祉 課	
		掲】	※詳細については、別え	忝「宮城県消費:	者教育推進計画	画 実施状況(2-(1)-2)]	を参照	生活安全 企画課	
						重	点推進項目	1 2 3		
			〇高齢者及びその家族が抱える医療, 法律, 係をカバーするセーフティネットとしての役割を担 人宮城県社会福祉協議会への委託事業	保健・介護等に励うことにより、高	関する心配ごと 齢者及びその家	や悩みごとなる 家族の福祉の	ー どの専門相談を 増進を図った。	実施し,県内全域 ※ 社会福祉法	長寿社会 政策課	【自己評価】 高齢者及びその家族の相談窓口として、関係機関との情報交換や広報活動を行い、県内全域をカバーするセーフティネットの役割を担った。
			· 相談窓口(社会福祉法人宮城県社会福祉	止協議会への委	託事業)					プティネットの反射を担うた。 【課題と今後の対応等】
				H28	H29	H30	H31	H32		事業として定着していると認められる
			相談受付件数	1,683 件	件	件	件	件		が、専門的な相談に迅速かつ的確に 対応できるよう、今後も関係機関と密
		高齢者の日常生	① 一般相談	1,210 件	件	件	件	件		に連携を図るとともに、より一層の事 業周知に努めていく必要がある。
		② 活等の悩みに対する相談機能の	内 ② 専門相談	433 件	件	件	件	件		
		う 9 る相談機能の 充実	③ 巡回相談	40 件	件	件	件	件		【今後の方向性】 維持継続
	(3)			⟩医療・健康など	<u>:</u>)	涌谷町)				
	消費生					=	古世进西口	0		
	貨生			、古典 老 本 早 土	11 / ***********************************		に関する情報の	2 世界 古年後日	E ± 1 ^	【自己評価】
 消	生活上特		〇地域包括支援センターを中心に, 地域に住む制度の活用促進を図った。) 高齢者の見守	り体制の構築な	₿消費者被害	に関する情報の		長寿社会 政策課	高齢者の生活を総合的に支える拠点である地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、センターに求められる役割や現場対応の心構え
費			・ 成年後見制度に関する研修会の開催	H28	H29	H30	H31	H32		を周知できた。
被被	盧		開催回数	2 回	回	回	回	回		【課題と今後の対応等】 今後, 認知症高齢者の増加等に伴
党費者被害の	を		受講者数	175 人	人	人	人	人		い、成年後見制度の利用ニーズは拡大するものと考えられる。関係機関と
防	要	③ 成年後見制度等	 ・ 高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受	付窓口·特定事	E営利活動法人	宮城福祉オン	·ブズネットエー !!	レへの委託事業)		協力しながら、市町村の支援や地域 包括支援センター職員等への研修会
止上	ا ے ن	③ の普及等【再掲】	[2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2]	H28	- 西刊石勤広へ H29	H30	H31	H32		実施といった取組が必要である。
<u>く</u> 救	9 る		 相談受付件数	24 件	件	件	件	件		【今後の方向性】 # 性継続
<u>済</u>	消费		うち成年後見制度に関わる相談		件	· · 件	· · 件	件		維持継続
	する消費者への支援									
	支					Ŧ	点推進項目	2		
	援.		┃ ┃ ┃○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関	係者等への政権	発を行うほか ±					【自己評価】
			び権利擁護の促進を図った。	₩日 4、、 M.尺。	ル _{ロに} ノはが、1	□吹応□で用	ロメ 7 でいかん 同梱パ		長寿社会 政策課	高齢者権利擁護をテーマとする講演会の開催をとおして、施設従事者等に対して権利擁護の重要性を周知できたほか、虐待相談窓口の運営(委託)
			・ 高齢者権利擁護講演会の開催	H28	H29	H30	H31	H32		により、市町村の虐待対応を支援することができた。
			開催回数	2 回	回	回	回	回		にこかできた。 【課題と今後の対応等】
			方松之韦从北坡2847575 古地 / lest -	4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	一番エロエモリナー	ㅎ~~ ~	. ゴ ブ ナ . ! − :	ヘのモジャル		虐待は高齢者の権利が脅かされる状
			• 高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受							況であることから、迅速な対応が求め られる。早期発見・早期対応のため
			∔□ 号火 爫 /⊥ /⊥ 业∟	H28	H29 <i>µ</i> +	H30	H31 #+	H32 <i>µ</i> +		に、関係機関とのネットワーク構築及 び連携体制の強化、市町村等職員に
		🕢 高齢者の権利の	相談受付件数	24 件	件	件	件	件		対する支援といった取組が必要である。
		④ 南野石の権利の 擁護	・ 高齢者権利擁護推進研修の開催	H28	H29	H30	H31	H32		【今後の方向性】
			開催回数	3 回	回		回	回		維持継続
			参加人数	290 人	人	人	人	人		
			. 间古龄老庙体孙筮和业老会議の明佛	Цоо	ЦОО	Цал	U21	Пээ		
			・ 県高齢者虐待対策担当者会議の開催 関 供 回数	H28	H29	H30	H31	H32		
			開催回数	1 回	回	回	回	回		
						重	点推進項目	2		
<u> </u>	<u>i </u>		l				IE/E-/X H	-	<u> </u>	I .

施策	推進	取組		事業内容	• 実施状況				担当課等	自己評価等
	(ვ		○障害者の権利の擁護に係る相談等に対 た。 ・ 相談窓口(社会福祉法人宮城県身体	本障害者福祉協会へ	の委託)				障害福祉課	【自己評価】 電話相談という匿名性の高さや面接 相談に比べ敷居が低い気軽さの利点 を活かし、様々な悩みを訴える相談者 の辛さや孤独感に寄り添うことができ た。
)消費生活上特に配慮を必要とする消費者	⑤ 障害者の権利の 擁護	相談件数稼動日数	H28 808 件 週 6 日	H29 件 週 日	H30 件 週 日	H31 件 週 日	H32 件 週 日		【課題と今後の対応等】 曜日ごとに相談者の障害種別を分けている(例, 月曜日は精神障害者の相談日)が, 担当障害以外の相談対応も増加しており, 障害特性について学習する機会の必要性が高まっているため, 研修や相談員間の綿密な情報共有により, 相談員の専門性や相談対応力の向上を目指す。
	配慮を必									【 今後の方向性】 維持継続
	要		の集神児体気が長いた。カルシの体束セ	沙南ギナシャー	- 月日の特効的		点推進項目 	2		【自己評価】
	と		○精神保健福祉センター内に心の健康相 ・ 心の健康相談電話	談電話を設直して、! H28	県氏の精神的 H29	健康の保持電 H30	進を凶つた。 H31	H32	障害福祉 課	毎年2,000件を超える相談が寄せられており、相談窓口として広く県民に
	9 る		・ 心の健康性談电話 相談件数	п28 3,213 件	H29 件	H30 件	H31 件	H32 件		認知されており、県民の精神的健康の
	消		医療機関紹介	23 件	件	件	件	件		保持増進に寄与することができた。
	費		内関係機関紹介	110 件	件	件	件	件		【課題と今後の対応等】 震災等の影響もあり、様々な心の問題
	日へ	⑥ 心の健康問題に 関する相談支援	即言・指導	3,080 件	' ' 件	' ' 件	' ' 件	'' 件		を抱える方の増加が懸念されることか ら、引き続き電話相談窓口を設置し、
	の		来所予約	一件	件	件	件	' ' 件		県民の精神的健康の保持増進に努め
	の支援		<u> </u>	П	П	П	П	П		ి
	抜 									【 今後の方向性】 維持継続
			○消費者から相談窓口に寄せられた苦情な事案については、専門機関の紹介又は ・ 県相談機関関係分(消費生活センタ	円がを打つた。		あっせん等を行っ	った。また,専門	的な対応が必要	各地方振	【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉する ことが困難な相談者をあっせんするな ど、各相談の適切な対応に取り組ん だ。
3		消費者からの苦	,	H28	H29	H30	H31	H32	興事務所 県民サー	
		情に対する調 ① 査・助言・あっせ	┃ ┃ 相談受付件数	7,109 件	件	件	件		ビスセン	【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交
消患		ん及び専門機関	うちあっせん件数	256 件	件	件	件	' ' 件	ター(仙台 を除く)	渉することが困難な相談者の相談は 増えていくと予想される。適切な対応
月者		の紹介等	7.585 J E 7011 3X	200	- 11	11	11	11		が求められている。
被										 【今後の方向性】
害の						重	点推進項目	3	1	維持継続
消費者被害の防止と救済			┃ ┃○条例第41条に基づく県民からの申出に	対して. 必要な措置を	 を講じる。				消費生活•	【自己評価】
止				70 4, 12 34 6,71 = 4	CH. 0 0 0				文化課	申出に至る事案はなかった。相談内 容・件数の多い事案については職権で
と 歩			┃ ┃ ・ 条例の規定に違反する事業者等にキ	昔置をとるよう求め <i>る</i>	6申出					調査を行っていることや、特定商取引 法など条例以外の事案として取り扱わ
浴済	$\hat{}$		NINTONIAL TEXT Y WITH THE	H28	H29	H30	H31	H32		れる場合が多いことも理由のひとつと
	4	名同年 4 1 名 0	 申請受理件数	_						考えられる。
)消費者被害の拡	条例第41条の ② 申出に対する対 応	1 III X 411 X							【課題と今後の対応等】 違反性の高い相談については、早期 に法執行担当者に情報提供がなされ るよう、今後とも相談員との連携を図り つつ対処していく。
	害の拡									【 今後の方向性】 維持継続
	大防		 ○不適正な取引を行っているおそれがある	3事業者に対し 久野	重法会に其づき	ち調杏笠を宝佐		て指道等を行った	当費生年.	【自己評価】
	止		にか、関連情報の提供を行い、適正な取引 しているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているのでは、 はているでは、			- 岬ュサセ大心	, <u></u> × 1~//00	- 14 4 4 で [] <i>기</i> に	文化課	消費者相談等から覚知した違反被疑 事案に対する調査を実施し、不適正な
	止と被害者		 ・ 不適正な取引行為を行った事業者へ	への指導等						取引行為が認められた場合に必要な 指導等を行うもの。H28にあっては指
	被害			H28	H29	H30	H31	H32		導等に至った事案はなかった。
	古者	不適正な取引行	 聴き取り等調査件数	6 件	件	件	件	件		【課題と今後の対応等】
	の	③ 為の調査・指導 等【再掲】	うち行政指導	- 件	件	件	件	件		今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な
	の救済	2,2	うち行政処分	- 件	件	件	件	件		取引行為等の確保に努めていく。
	済									【今後の方向性】 維持継続
										V
			○消費生活相談の対象となった商品・サー 立行政法人国民生活センターなど専門機能						文化課	【自己評価】 専門機関に診断を依頼し、結果を原因 究明や事業者指導に繋げてきたが、 H28は実績がなかった。
			• 依頼先,件数	H28	H29	H30	H31	H32	日地万旅 朗事教品	
			製品評価技術基盤機構	_	件	件	件	件	県民サー	【課題と今後の対応等】 今後も適宜, 専門機関の活用を図って
		④ 商品等の検査	一級建築士	_	件	件	件	件		いく。
			国民生活センター	-	件	件	件	件	を除く)	【 今後の方向性】 維持継続
						重	点推進項目	3		
_	•					<u> </u>			1	

施策	推 進	取組			事業内容	• 実施状況				担当課等	自己評価等
			○多重債務問題の解決に向 自死対策に関する関係機関				が相談窓口に	訪れる機会を提信	洪するとともに,	消費生活・ 文化課	【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催し、保
			・「多重債務者相談マニ		·」に基づいた相 H28 224 件	R談処理の実施 H29 件	H30 件	H31 件	H32 件	興事務所 県民サー ビスセン ター(仙台	健福祉事務所等と連携して心の健康 相談を併せて実施できた。 【課題と今後の対応等】 今年度以降においても無料相談会を 実施し、多重債務問題への対応を図
			・ 多重債務無料相談会の 宮城県多重債務問 務に関する無料相記 各圏域の保健福祉	問題対策会議の主 談会を実施したほか	か,各地域毎に	サービスセンタ	一主催による無	乗料相談会を実 が	施した。また,		る。 【 今後の方向性】 維持継続
			一斉相談会	H28		H29		H30			
			開催期間	H28.11.30~12	2.4						
			開催場所	県庁及び各合 (仙台を除く)	同庁舎						
			相談者数	18 人		人		人			
		多重債務問題に関する取組		H31		H32					
			開催期間								
			開催場所								
	4										
) 消 费		相談者数	人		人					
	者		• 宮城県多重債務問題	対策会議の開催(ヤミ金融対策を	-今む)					
	被害			3 2 1 4 E 1 1 1 E 1	H28	H29	H30	H31	H32		
	消費者被害の拡		開催日		H28.9.9						
	拡大		・ 金融広報委員会と協力	コ ケ 改祭田川	フレット「名番信	ミ教に吹こかいた	- めに 」 た久 琵ェ	エ攸仝で配去した	-		
	大防力		・ 並際仏教安良云と励力	」して、含光用リー	H28	H29	H30	所修去 C配布し/. H31	H32		
3	世 と				0						
消费	被宝						重	点推進項目	3		
者	者	消費者被害救済 ⑥ 委員会のあっせ ん・調停	○条例37条に基づき,消費 会を開催し,あっせんを行う。		けのうち、解決か	「著しく困難な案	件があった場合	合, 宮城県消費	者被害救済委員	 消費生活・	【自己評価】 平成23年度にあっせん調停部会を3
被害	止と被害者の救済		 宮城県消費者被害救 		H28	H29	H30	H31	H32	文化課	回開催し,適切なあっせんを行った が,それ以降は開催の実績はない。
声の			開催回数		1 回	□		回			【課題と今後の対応等】
防			開催日		H28.5.30						平成24年度以降は委員会への付託
防止と救済											を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっせん
救			• 宮城県消費者被害救済	斉委員会 あっせん	心調停部会の 開	月催					依中山かめつに場合、週切なめつせん ができるよう努める。
済 					H28	H29	H30	H31	H32		 【今後の方向性】
			開催回数		-		回	回	回		維持継続
			開催日		-						
			○被害を受けた消費者の訴	訟に係る費用の貸						消費生活・ 文化課	【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。
					H28	H29	H30	H31	H32	人心味	 【課題と今後の対応等】
		消費者の訴訟に	申請受理件数	Ż.	_						費用の貸し付け実績はないものの,消費者保護の観点から事業を継続して
		⑦ 対する費用の貸									いく。
		付									【今後の方向性】 維持継続
											亦任 1 寸 亦全 79°C
			〇全国の相談情報の収集,	製品事故の分析等	手において, 下言	己のとおり連携し	た。			消費生活・	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結
			国民生活センターが運 の収集等をすることが							文化課	果等は消費者被害の防止に重要であることから、関係機関と連携を密にし、
	5		した。	CC128 0472, 198	ראד טו ויייופי ל ני	-	1713 0 , 18 + K B C C	1 C.M.O C/113C E		各地方振 興事務所	最新情報の提供に努めた。H28は事
	関				H28	H29	H30	H31	H32	県民サー ビスセン	故分析の案件がなかった。
	関係機関				0					ター(仙台 を除く)	【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や
	機関	国民生活セン ター, 製品評価								を除く)	他の都道府県との連携を図り最新の 情報提供に努めていく。
	ع	─ 技術基盤機構と	製品評価技術基盤機構 費者へ周知した。	構に事故分析を依	頼したほか、当	機構からの事故	女等の情報につ	いて情報誌等に	こより迅速に消		
	の	の連携	70 H /H/H 0/10		H28	LIOO	Uэл	⊔21	H32		【 今後の方向性】 維持継続
	建 携				H28 -	H29	H30	H31	по∠		
	との連携の強化										
	地化										
							重	点推進項目	3	1	
Щ	<u>. </u>		<u> </u>							1	1

施	推	取組		 事業内容 ・	 実施状況				担当課等	自己評価等
施策			〇県全体としての相談体制のあり方, 取組方針等の 費者行政推進会議を設立, 開催し, 意見交換等を行 ・ 宮城県消費者行政推進会議の開催 開催日	の検討を行う		., 市町村, f	関係団体等で材 H31	構成する宮城県消 H32	消費生活・ 文化課	【自己評価】 H28年度は開催に至らなかったが、 県、市町村、関係団体から構成される 宮城県消費者行政推進会議を設立し ていることは、県内の消費者行政に関 する情報共有の幅に広がりをもたせる とともに、連携強化の機会の増加に繋 がった。 【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して毎年度 会議の開催に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
						重	点推進項目	3	-	
		③ 書士会, 法テラス, 適格消費者	〇消費者関係団体の活動支援や宮城県金融広報 た。	委員会との事	¥共催等, 連携	して啓発活	5動及び消費者	教育の充実を図っ	消費生活· 文化課	【自己評価】 消費者関係団体との連携により、研修 会等の開催支援を行うことができた。
3	5		・ 消費者関係団体との連携		H28	H29	H30	H31 H32		宮城県金融広報委員会についても, 消費者教育関係事業の共催や,金 銭・金融教育に関する各種啓発事業
消費者)関係		宮城県消費者団体連絡協議会による合同 等の開催支援]研修会, 総作	t会 O					践・金融教育に関する合性合発事業の開催など、連携して実施することができた。 弁護士会・司法書士会とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、消費
被)関係機関との連		・ 宮城県金融広報委員会との連携		H28	H29	H30	H31 H32		古代 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大
きの			消費者教育講座の共催		0					ことは県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるととも
防			金銭・金融教育研究校による生活設計等	普及事業の共	枈催 ○					に、連携強化の機会の増加に繋がっ
此上	携		講演会の開催支援		0					<i>t</i> =.
132	の		消費生活展の開催		0					【課題と今後の対応等】 今後も引き続き連携による事業を実施
済	1L.I		パネル展やパンフレット等の作成・配布等	による啓発活	·動 O					していく。
			○下記懇談会により情報及び意見の交換を行った	ほか,随時,	情報交換をし情	報の共有化	どを図った。			【 今後の方向性】 維持継続
			・ 行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会	È H28	H29	H30	H31	H32		
			開催回数	2 回		回				
			開催日 H:	28.8.24						
			١	H29.2.1						
			· 宮城県消費者行政推進会議	H28	H29	H30	H31	H32		
			開催日	_						
						重	点推進項目	3		

4 環境に配慮した消費行動の推進

施策	推進	取組		事業内容 •	実施状況				担当課等	自己評価等
			〇みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、ク・ グリーン購入セミナー地域全体でグリーン購入に取り組むこ				子開催した。		環境政策課	【自己評価】 グリーン購入を県内に普及していくに あたり,自身の見直しとして県庁内の グリーン購入の推進施策について整 理し,啓発することができた。平成28
4	<u></u>		開催日参加者数	H28 H29.1.20 39 人	H29 人	H30	H31 人	H32 人		年度にはグリーン購入促進委員会も開催し、施策の方向性について広く意見をもらうことができた。県庁内の宮城県グリーン製品利用推進に力を入れたことで、新規認定製品数をさらに増
環境に配	ヘ		・ グリーン購入促進委員会 グリーン購入の促進に関する重要事	事項を調査審議するため委員 H28 H29		開催した。 H30	H31 H32			やすことができた。 【課題と今後の対応等】 市町村の組織的グリーン購入の取組が十分ではないため、市町村への働きかけを行っていく必要がある。
配慮した消費行	負荷の低	① グリーン購入等 の普及促進	開催日 参加者数	H29.2.21 5 人	Α.	,	,			認定製品の流通を増やすため、県内部の使用とともに市町村に対しても、宮城県グリーン製品の使用を促していく。
費	減		┃ ┃〇環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品	る」として認定し、そ	その普及を図っ	た。				【今後の方向性】 維持継続
動	に向		・ 宮城県グリーン製品の認定	H28	H29	H30	H31	H32		
の推進	け た 取		認定件数 年度末現在の認定製品数	36 件 104 製品	件 製品	件 製品	件 製品	件 製品		
	組		OPR事業(パネル, サンプルの展示)	H28	H29	H30	H31	H32		
			・ 県庁内におけるパネル展示	0						
			・ 県産業技術総合センター一般公開への	出展						
						重点	点推進項目	1		

施策	推進	取組		事業内容 •	実施状況				担当課等	自己評価等
	-		┃ ┃ ┃○「みやぎ環境eーNEWS」を発行し、各事業者 ┃により、3R及び環境関連産業の普及啓発を行っ		や再エネの利活	用に関する記	事を作成した。	毎月1回の発行	環境政策 課	【自己評価】 毎月の発行により、3R及び環境関連
		② 環境関連情報の 発信	みやぎ環境e-NEWS	H28 O	H29	H30	H31	H32	H/T	産業の普及啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 さらなる情報の発信を強化するため、 企業訪問時に紹介するなど、読者を増 やす。
						番占	推進項目	1		です。 【 今後の方向性】 維持継続
			 ○ライフステージに応じた普及啓発事業の実施・	めるジナフポ …!	CMサ光学の5			-	循環型社	【自己評価】
	1		等の3Rに関する普及啓発に努めた。	マランオ スポット	CM放达等の多	夫肥により,宗 』	太及い事未有!	-刈りの焼果物	会推進課	ラジオ放送やパネル展示など、様々な 手段で啓発活動を実施した。環境教育 の観点から若年層を対象としたり、家
) 環 境		・ラジオスポットCM	H28	H29	H30	H31	H32		庭や事業所での身近な題材をテーマにした3R推進を呼びかけるなど、多様な層に向けて情報発信を行った。
	境へ		放送回数	651 回	回	回	回	回		【課題と今後の対応等】
	の	③ 3Rの推進	県HPでのCM音源の公開 	0						平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ,より多くの県民の方が3Rに取り組
	荷の		・ 普及啓発パネル展示の実施 リサイクル推進月間(5/30~6/5)	H28 O	H29	H30	H31	H32		ス、より多くの宗氏の方が3Rに取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。
	低減		リザイクル推進月間(5/30~6/5) 3R推進月間(10月)	0						【 今後の方向性 】 維持継続
	負荷の低減に向					重点	推進項目	1		<u>小正 1寸 小左小り</u> し
	け		 ○小売業者, 住民団体, 市町村等関係者の協働	かによるいジ袋の	使用削減に向			毎年10月の「3	循環型차	【自己評価】 タキ取せが休日団はにさない。 、、
	た取組		R推進月間」に合わせて、「環境にやさしい買い料	物キャンペーン」	を実施すること	により、「環境)	こやさしい買い	物」を推進した。		各市町村や住民団体にキャンペーン に取り組んでいただき、それぞれの地 域に応じた取組を進めることができ た。また、県としてもパネル展示等をと おした広報活動を行うことができた。
			・ 宮城県容器包装削減会議の開催	H28	H29	H30	H31	H32		
4		☞ 環境にやさしい	開催回数	2 回	□	□	□	回		【課題と今後の対応等】 平成28年3月に策定した宮城県循環
環		④ 環境にやさい 買い物の推進	- 各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する	取組の亜圭 宀	胡の宝佐					型社会形成推進計画(第2期)を踏ま え、より多くの県民の方が3Rに取り組
境に			- 古四Mへのメイハック持参寺3KIに関する	- 取組の要請,広 - H28	・報の美施 H29	H30	H31	H32		み, 実践行動が定着していくよう啓発 活動を行う。
配慮			店舗用啓発音源の放送実施数	11 事業者	事業者	事業者	事業者	事業者		【今後の方向性】
した						重点	推進項目	1		拡充継続
環境に配慮した消費行動の推進			〇活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成の いみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地					進する「すばらし	共同参画 社会推進 課	【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクール、美しい生活環境を創る運動の実施などに
動			・ みやぎ花のあるまちコンクール							より、環境に配慮した地域づくりの機運を醸成し、定着を図ることができた。
推			「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり							【課題と今後の対応等】 は たかばけた 活用してコンカー 世の日
進			六 苔 之 米	H28	H29	H30 ⊞./★	H31 ⊞./★	H32 ⊞#		様々な媒体を活用してコンクールのPRを行っているが、応募数が伸びず、
			応募者数 受賞者数	15 団体 7 団体	団体 団体	団体 団体	団体 団体	団体 団体		応募地域に偏りも見受けられることから, 面的な拡がりへと発展するように 地域との連携を強化していく。
	2									【 今後の方向性 】 維持継続
	\smile		 	H28	H29	H30	H31	H32		中圧 3 寸 仲立 4岁じ
	琼 境		広報用花の種子袋を作成し関	8,000 袋	袋	袋	袋	袋		
	環境に配慮		係団体に配布	00 57 5	E7 L1	F7 L1	E7 L1	57 4		
	慮し	地域に密着した ① 環境への取組の	配布先数	23 団体	団体	団体	団体	団体		
	した地域づ	推進	 	への支援						
	域づ		った いふかられた され バビゼ エル 丁 人 圧 幼	H28	H29	H30	H31	H32		
	くり		県生活学校連絡協議会及び県内 生活学校に対する活動費の助 成,生活学校・生活会議運動全国	0		***	***			
	の推進		大会等への参加費の助成							
	の			Цэo	⊔20	uэn	⊔ 21	Цээ		
	の		省資源・省エネルギー運動	H28	H29	H30	H31	H32		
	の				H29	H30	H31	H32		
	の		・ 省資源・省エネルギー運動 夏季及び冬季の省エネルギー対 策推進のため各種啓発用資料を		H29	Н30	H31	H32		
	の		・ 省資源・省エネルギー運動 夏季及び冬季の省エネルギー対 策推進のため各種啓発用資料を		H29	Н30	H31	H32		

3 主要重点推進項目の取組状況

計画で推進する施策のうち、『1ライフステージに応じた消費者教育の推進』『2高齢者の消費者被害の防止と救済』『3多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進』を主要重点推進項目として取り組んでいくこととしており、各項目ごとの詳細な実施状況等については、下記のとおりです。

なお、「実施状況」に記載している事業は「2計画で推進する施策の実施状況」の事業の再掲です。

1 ライフステージに応じた消費者教育の推進

学校教育期においては、出前講座等の実施、教員に対する研修の実施等を通じて段階的・体系的な消費者教育の推進を図りました。また、消費者は学校教育期以降も生涯にわたって消費生活について学習する機会が必要であるため、地域や家庭、職域等で消費者教育を担う人材の育成や環境教育等と連携した消費者教育にも取り組みました。さらに、製品事故等、消費生活の安全・安心に関わる分野は消費者の生命に直結するため、各ライフステージ、消費者の特性に合わせた情報提供を図りました。

	実施状況 (再掲)	担当課
1-(1)-①	産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う(H28は対象となる重大事故等の発生なし)。	消防課
	消費者庁等から提供された事故情報等について、県のホームページに掲載するほか、電子メールにより速やかに市町村等へ情報提供し共有化を図った。	消費生活·文化課
1-(3)-1		
3-(2)-①	独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページへの情報の掲載等を迅速に行うこと により、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図った。	
	各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞・ラジオ等への積極的な情報提供等により啓発を行い、消費者被害の未然防止を図った。	
3-(2)-③	幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。	
3-(3)-①	講話の実施や家宅訪問、関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 高齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。 被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。	社会福祉課 長寿社会政策課 障害福祉課 生活安全企画課
4-(1)-①	みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図った。 環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。 PR事業として、パネル及びサンプルの展示を行った。	環境政策課
4-(1)-2	「みやぎ環境eーNEWS」を発行し,各事業者が取り組む3Rや再エネの利活用に関する記事を作成した。毎月1回の発行により,3R 及び環境関連産業の普及啓発を行った。	
4-(1)-3	ライフステージに応じた普及啓発事業の実施やラジオスポットCM放送等の実施により, 県民及び事業者に対する廃棄物等の3Rに関 する普及啓発に努めた。	循環型社会推進課
4-(1)-4		

2 高齢者の消費者被害の防止と救済

高齢者本人や福祉関係者に対して、出前講座による啓発やリーフレット等の情報提供を行うことで、高齢者の消費者被害の未然防止を図りました。また、判断力が著しく低下した高齢者等の契約トラブルに関しては、成年後見等の権利擁護制度の普及及び利用の促進を図り、トラブルの未然防止に努めました。さらに、消費者団体やNPO法人、各地域の町内会、社会福祉協議会、介護(障害福祉)サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員などと連携し、高齢者等の見守り体制の構築を図りました。

1-(3)-③ 地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用 促進を図った。		実施状況(再掲)	担当課
「により、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図った。 各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞・ラジオ等への積極的な情報提供等により啓発を行い、消費者被害の未然防止を図った。 3-(2)-③ 幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。 3-(3)-① 講話の実施や家宅訪問、関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 益齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報投供及び市町村への支援を行った。 技会福祉課集団 技会福祉課集団 技会福祉課 生活安全企画課 生活安全企画課 金木の家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業 本域の担ま支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用 企業を図った。 成年後見制度に関する研修会の開催 ・高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。	1-(3)-③	促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催	長寿社会政策課
3-(2)-③ 幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。 3-(3)-① 講話の実施や家宅訪問、関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 高齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。 被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。 3-(3)-② 高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業 3-(3)-③ 地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催・高齢者虐待対策機能強化事業(相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンプズネットエールへの委託事業) 3-(3)-④ 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。	3-(2)-①	により、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図った。	消費生活・文化課
3-(3)-① 講話の実施や家宅訪問,関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 高齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。 被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。 3-(3)-② 高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域を力パーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業 3-(3)-③ 地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。・・成年後見制度に関する研修会の開催・高齢者虐待対策機能強化事業(相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 3-(3)-④ 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。		各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞・ラジオ等への積極的な情報提供等により啓発を行い,消費者被害の未然防止を図った。 	_
講話の実施や家宅訪問、関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。 高齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。 被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。 3-(3)-② 高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーす るセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協 議会への委託事業 3-(3)-③ 地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用 促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催 ・高齢者虐待対策機能強化事業(相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 3-(3)-④ 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。	3-(2)-③	幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。	
高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護寺に関する心配ことや悩みことなどの専門相談を実施し、県内全域をガハーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業 3-(3)-③ 地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催・・高齢者虐待対策機能強化事業(相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 3-(3)-④ 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。	3-(3)-(1)	高齢者や障害者の権利擁護行っている団体と連携し,権利擁護に関する相談対応,普及活動を実施した。 福祉団体等と連携し,地域の高齢者の見守り体制の構築,消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。	長寿社会政策課 障害福祉課
促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催 ・高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 3-(3)-④ 高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への研修及び啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。	3-(3)-2	るセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協	長寿社会政策課
権利擁護の促進を図った。	3-(3)-③	促進を図った。 ・成年後見制度に関する研修会の開催	
3-(3)-⑤ 障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し, 必要に応じて専門機関等との連携を図った。 障害福祉課	3-(3)-4		
	3-(3)-(5)		障害福祉課

3 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進

消費者施策を総合的・一体的に推進するためには、国、市町村、消費者団体、事業者団体、NPO法人との連携のほか、近年、高度化・複雑化する相談案件に対応するために、弁護士会、司法書士会、法テラス等の専門的知識を有する団体、機関等がそれぞれの役割を果たしながら連携して取り組んでいくことが必要です。このことから、幅広い世代に向けた周知広報を図るためのマスコミへの積極的な情報提供のほか、市町村の消費生活相談対応機能向上のための相談員研修会開催など、あらゆる機会をとらえて、消費者施策や消費者トラブル等に関する事例等の情報共有化を図り、連携した取組を行うことで、宮城県全体として消費者行政の強化・充実を図りました。

4 (0) @	
1-(6)-① 消費者庁主催の各種会議に出席し、国や他の都道府県と消費者行政に関する情報・意見交換を行うとともに、調査の協力等による情報提供・情報収集などの連携を図った。	舌•文化課
県警との情報共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努めた。	
宮城県多重債務問題対策会議を設置し、各種取り組み等の実施について協議した。また、ヤミ金融による被害を防止するため、宮城 県多重債務問題対策会議において、関係機関における情報の共有化を図り、連携の緊密化を図った。	
1-(6)-② 事業者や事業者団体が自ら実施する消費者の信頼を確保するための取組等に対して適切な支援・協力を行った。	
・宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携	
・家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	
・公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡協議会の参加	
・来所した事業者に対する県消費生活センターからの助言	
3-(1)-② 市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、相談員等を対象とした研修会を開催した。	
・消費生活相談員研修会(一泊)の開催	
・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催	
・法律相談会の開催	
・消費生活相談アドバイザー弁護士制度の活用	
3-(3)-① 講話の実施や家宅訪問,関係機関と連携した広報活動をとおして特殊詐欺被害の抑止を図った。	会政策課 上課
3-(4)-① 消費者から相談窓口に寄せられた苦情・相談等に対して、適切な助言やあっせんを等を行った。また、専門的な対応が必要な事案に ついては、専門機関の紹介又は仲介を行った。	 5·文化課
3-(4)-④ 消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人 国民生活センターなど専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努める(H28は診断依頼の案件なし)。	
3-(4)-⑤ 県や市町村の相談員を対象として、多重債務に関する相談があった場合の対応方法や法律専門家との連携の仕方等をまとめた「多 重債務者相談マニュアル〜宮城版〜」に基づき相談処理を行った。	
宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、12月に多重債務に関する無料相談 会を実施した。	
貸金業担当部門と連携を図りながら事業を進めたほか、自死予防の取り組みとして多重債務問題への対策が必要なことから、担当課と調整の上、各圏域の保健福祉事務所等と連携して、多重債務無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。	
金融広報委員会と協力して、啓発用リーフレット「多重債務に陥らないために」を各種研修会で配布した。	
3-(5)-① 国民生活センターが運営するPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)を活用し、全国の相談苦情情報の収集等をすることができた。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供した。	
製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼するほか,当機構からの事故等の情報について情報誌等により迅速に消費者へ周知した (H28は事故分析依頼の案件なし)。	
3-(5)-② 県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を設立し、開催することで、消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった(H28は会議開催の実績なし)。	
3-(5)-③	
懇談会等により情報及び意見交換を行い,市町村と関係機関との連携を図った。	
・行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会	
・宮城県消費者行政推進会議(H28は会議開催の実績なし)	

◎消費生活相談受付件数の年度別推移 (県相談機関受付分)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談受付件数	12,989	12,713	10,710	10,948	9,960	8,330	8,442	9,639	8,822	7,741	7,109
対前年度比	93.8 %	97.9 %	84.2 %	102.2 %	91.0 %	83.6 %	101.3 %	114.3 %	91.5 %	87.7 %	91.8 %
多重債務相談件数	1,852	2,161	1,886	1,716	1,267	372	478	451	325	262	224
多重債務相談割合	14.3 %	17.0 %	17.6 %	15.7 %	12.7 %	4.5 %	5.6 %	4.7 %	3.6 %	3.3 %	3.1 %